

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、昭和61年4月にA市からB町（現在は、C市）に転居したが、転入手続の際にB町役場の国民年金係の職員から、国民年金保険料は2年間さかのぼって納付できると説明を受け、夫の保険料と併せて30万円以上を役場内の金融機関で納付した記憶がある。

領収書は所持していないが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和59年10月から61年3月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は、同記号番号払出簿の前後の番号における任意加入者の資格取得日により、申立人の夫と連続した番号で61年12月ごろ払い出されたと推認され、その時点で、当該期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であるとともに、夫の当該期間の国民年金保険料は過年度納付されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間における夫婦二人分の国民年金保険料をB町役場内の金融機関で納付したと主張しているところ、同町役場内には国民年金保険料の収納を行う金融機関が入居しており、納付したとする保険料額と当該期間の納付に必要な保険料額とがおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を、A市で開業していたD事業所及び自宅を売却した資金で納付したと主張しており、申立人の保険料は申立期間当時納付することが可能であったと考えられる上、一緒に国民年金に加入した夫の昭和59年10月から61年3月までの期間の保険料は過年度納付されていることを踏まえると、当該期間について、申立人の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間のうち昭和59年4月から同年9月までの期間について、申立人は、61年4月にB町に転入した時点より、国民年金に加入し、2年間さかのぼって保険料を納付したと主張しているが、C市の記録では、申立人が、B町に転入したのは同年12月とされており、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期と一致していることから判断すると、申立人は、同年12月ごろ国民年金の加入手続を行い、その時点では、当該期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（20万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月1日から49年10月1日まで
私は、A株式会社の事業主であり、申立期間の報酬は毎月30万円から50万円であったため、厚生年金保険の標準報酬月額は最高等級（20万円）となるはずだが、社会保険事務所の記録では、申立期間の標準報酬月額は13万4,000円となっているので、実際の報酬月額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金が保管する「加入員適用記録」によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は20万円と記録されていることが確認できる。

また、B厚生年金基金は、申立期間当時の標準報酬月額に係る届出の様式について、事業主から社会保険事務所への届出と同厚生年金基金への届出は複写式の様式を使用していたとしているところ、年金事務所は、「申立期間当時、事業主から厚生年金基金への標準報酬月額に係る届出は4部複写の様式を使用しており、社会保険事務所を経由して行われていた。」と回答していることから判断すると、事業主は、申立人の標準報酬月額に係る届出を、同厚生年金基金へ行うと同時に社会保険事務所に対しても行っていたと認められる。

さらに、B厚生年金基金における申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されるなどの不自然な形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記

録を 20 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和33年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和33年5月1日から株式会社Aが所有する汽船「B丸」に乗り込み、主にC県からD県に石油を輸送するE航路において、機関員として業務に従事していた。

しかし、E航路は外洋を通るため船酔いが激しく、胃下垂を患い、やむなく昭和33年9月1日に下船した。

私が所持している船員手帳に株式会社Aが所有する汽船「B丸」に乗り込んだ期間が記載されているので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳によると、株式会社Aが所有する汽船「B丸」に係る雇入日は、昭和33年5月1日と記載され、雇入日と同日の日付で当時の海運支局の公認印が押されていることから判断すると、申立人は、申立期間において、株式会社Aに雇入れされていたことが認められる。

また、株式会社Aに係る船員保険被保険者名簿から、申立期間後に船員保険の被保険者記録が確認できる同僚14人に照会したところ、9人から回答があり、雇入れと同時期に船員保険被保険者の資格を取得しているか否か不明としている4人を除く5人は、「株式会社Aは、内航海運業の中では比較的規模が大きく、事務手続はしっかりした会社であった。船員を

雇入れすると同時に船員保険に加入させており、保険料も同時期に給与から控除されていた。他の同僚も同じ取扱いだったと思う。私の雇入日と船員保険被保険者資格の取得日に間違いはない。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿により、当該5人のうち船員手帳を所持している3人について、それぞれが所持している船員手帳に記載されている株式会社Aに係る雇入日と同月において船員保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和33年6月の船員保険被保険者名簿及び申立人が所持する船員手帳の同年5月の給料欄の記載から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

山口国民年金 事案 595 (事案 241 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から平成 3 年 3 月まで

前回申し立てた際は、国民年金について、私が 20 歳になった記念に、私に内緒で父が加入手続をし、保険料は父母が婦人会の集金人に納付してくれていたはずであるとして申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

新たな資料や情報はないが、その後、新政権が発足し、国民年金は空白期間が短期間でほかに未納期間がない場合や、同居家族が納付済みである場合等は記録訂正されるような報道もあったので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは平成 3 年 4 月ごろであり、同時期に加入手続を行ったと推認されるころ、申立期間当時、申立人は学生であり、この時点において 20 歳までさかのぼって資格取得することができないため、申立期間は未加入期間となっていること、申立期間に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、申立人の保険料を集金していたとする集金人は既に死亡しており、当時の納付状況を聴取することができず、当時の納付状況は不明であることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料や情報はないが、新政権発足に伴い、国民年金は空白期間が短期間で、ほかに未納期間がない場合や、同居家族が納付済みである場合等は記録訂正されるとする報道を目にしたことから再申立てを

行うとしているが、申立人が目にしたとする報道は、年金事務所での記録訂正を容認する際の基準であり、この基準において、年金記録の訂正を容認するのは、申立期間が1回で、空白期間が国民年金保険料納付済期間に挟まれた1年以内であること又は同2年以内で同居親族等が納付済みであることとされているところ、本件申立ては、申立期間が申立人の国民年金手帳記号番号が払い出される前の未加入期間であるほか、47か月と長期間であることなどから、申立内容は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から42年4月までの期間及び42年6月から44年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月から42年4月まで
: ② 昭和42年6月から44年12月まで

国民年金には、20歳の時に母に勧められて加入した。

加入手続きは昭和41年6月ごろに母がしてくれた。また当時は、給料を母に渡していて、保険料の納付も母に任せていたため、加入手続きの状況、保険料の納付状況は分からないが、母が納付してくれていたはずである。

母の元を離れる時に、それまで納付した保険料の領収書を母がまとめて渡してくれた記憶があるが、現在は所持していない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付をしたとする母は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る加入手続き及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間当時に居住していたA市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿において、申立期間は未納期間として整理されていることが確認できる。

さらに、同名簿の摘要欄に「昭和43年11月25日実態調査にて43年12月27日職権消除」、「B市へ昭和44年10月27日転出」と記載されていることから、少なくとも申立期間②のうち、職権消除と記録された昭和43年12月からB市へ転出した44年10月までの期間については、A市から申

立人に対して国民年金保険料の納付書は発行されなかったと考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、ほかに申立人の母が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月から同年 6 月まで

私は、平成 15 年 4 月 1 日付けで、A 事業所に B 職として採用され同日より勤務を開始した。

A 事業所と取り交わした雇用確認書によると、平成 15 年 4 月の賃金日額は 6,000 円、同年 5 月以降の賃金日額は 7,900 円と定められていた。

申立期間当時の給与支給明細書の総支給額及び厚生年金保険料控除額と、ねんきん定期便の標準報酬月額を比較すると、申立期間について、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とねんきん定期便に記載されている標準報酬月額（15 万円）が一致しておらず、納得できない。

申立期間に係る標準報酬月額を、給与から実際に控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成 15 年 4 月から同年 6 月までの期間に係る A 事業所の給与支給明細書において、事業主は、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載した報酬月額である 22 万円に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたことが確認できる。

しかしながら、平成 15 年 7 月 10 日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書において、申立人の同年 4 月の標準報酬月額は、前述の同年 4 月に係る給与支給明細書から確認できる

実際の給与総支給額に見合う標準報酬月額に訂正されていることが確認できる。

また、申立事業所が提出した領収書及び出金伝票の写しから、事業主は、申立期間において、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から誤って控除していたとして、平成15年10月14日に、過分に徴収した保険料の差額相当額を申立人に返金していたことが確認できる。

さらに、申立人は、「事業主から、過分に徴収された厚生年金保険料に係る返金を受けた記憶は無い。」と述べているが、前述の領収書には、申立人の自署押印があることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 3 月 31 日まで

私は、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間の被保険者記録が確認できない旨の回答を得た。

A事業所B部各課でC職員として勤務していた期間のうち、A事業所B部D課(現在は、A事業所E部F課)に勤務していた申立期間についても厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所職員録において、申立期間当時、A事業所B部D課に勤務していたことが確認できる上司の供述から判断すると、申立人が申立期間において、A事業所B部D課に勤務していたことは推認できる。

また、申立人は、申立期間においてC職員であった旨主張しているところ、A事業所総務部人事課は、「C職員として雇用される場合の人事記録は、総務部人事課で管理しており、申立人について、申立期間の前後においてA事業所B部各課にC職員として勤務していたことは確認できるが、申立期間に係る記録は確認できない。G職員として雇用される場合の人事記録は、実際に勤務していたA事業所B部各課においてのみ管理されていて、総務部人事課では把握していない。」と回答していることから判断すると、申立人は、申立期間当時、G職員であったことがうかがえる。

さらにA事業所E部F課は、「当時、H法に基づき雇用するC職員については、厚生年金保険に加入させていたが、G職員については、厚生年

金保険に加入させていなかった。」と供述している。

加えて、A事業所職員録において、申立期間当時、A事業所B部D課職員であったことが確認できる複数の同僚は、「申立人は、申立期間については、G職員であった。厚生年金保険料は控除されていなかった。」と述べている。

また、A事業所B部D課に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考えられない。

さらに、申立人が申立期間における厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。